◎新潟県告示第250号

新潟県県税条例（平成18年新潟県条例第10号）第９条第１項の規定により、平成23年４月新潟県告示第522号において別途告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する納税者又は特別徴収義務者に係るものについては、その期限が平成23年３月11日から平成26年３月30日までの間に到来するものについて、平成26年３月31日とする。

平成26年３月４日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

都道府県名	地域
福島県	田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、双葉郡楢葉町、双葉郡富岡町、双葉郡川内村、双葉郡大熊町、　双葉郡双葉町、双葉郡浪江町、双葉郡葛尾村、相馬郡飯舘村